

講釈聞書における日付注記

——清書本の作成について——

連歌師紹巴は三条西公条の源氏物語講釈を聴き、その講釈聞書を整理して『紹巴抄』を作成したという。松永貞徳の『戴恩記』には、紹巴は古今伝受は許されなかったが、源氏物語の講釈を公条から受けたと記されている。また、広島大学蔵『永祿奥書 源氏物語紹巴抄』⁽¹⁾（以下『紹巴抄』と略す）には、公条の講釈聞書を整理したことを自ら記している。しかしながら井爪康之氏は、奥書の日付を検討する事により、それぞれの作成期間が短く聞書を整理する時間的余裕がなかったと考えられることと、講釈の日付注記が見られないことから、公条の講釈聞書を整理したのではなく、『休聞抄』をもとに作成したと推定された。⁽²⁾ この見解について、小川陽子氏は「従うべき見解であろう」とされた。⁽³⁾

講釈の聞書を整理することは古今伝受でも行われ、聞書を整理する過程も検証できる。講釈の聞書は、当座聞書を整理した清書本のみ伝わることが多いが、細川幽齋の講釈を受けた智仁親王は当座聞書から

小 高 道 子

清書本にいたる四種の聞書を残している。これらの聞書は、その伝来・筆跡などから、日付注記の有無にかかわらず、智仁親王筆の講釈聞書であると推定される。本稿ではこれらの聞書を参照して、聞書が整理され、清書本が作成される過程と、それぞれの注釈書における日付注記を検討してみたい。なお、論述の都合上、「細川幽齋の古今伝受」⁽⁴⁾で使用した資料を用い、一部論理が重複するところがある。

1 細川幽齋から智仁親王への古今伝受

細川幽齋から古今伝受を受けた智仁親王の聞書は、当座聞書から清書本に至る四種が宮内庁書陵部に伝わる。⁽⁵⁾ それぞれの注釈書において、日付注記はどの程度記されていたのであろうか。まず、それぞれの注釈書と日付注記について一覧する。なお、初稿本は、四季のみが現存する。

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	慶長5	年
4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	月
27	19	18	16	15	12	10	9	7	6	5	2	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	日
○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	当座聞書
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	初稿本
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	中書本
○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	×	○	清書本

8	7	6	5	4	3	2	1	回数
元亀4	元亀4	元亀4	元亀7	元亀6	元亀5	元亀4	元亀3	年
1	1	1	12	12	12	12	12	月
12	11	10	21	18	16	7	6	日
○	○	○	○	○	○	○	○	天理本
×	×	×	×	×	×	×	○	伝心抄

る。この日付注記を表にして示す。

三條西実枝から講釈を受けた細川幽齋の聞書は、第一次清書本『古今和歌集聞書』（以下「天理本」と略す）が天理図書館に、第二次清書本『伝心抄』が宮内庁書陵部に伝わる。いずれも講釈聞書を整理して、実枝の加筆及び加証奥書を受けたものである。第一次清書本ともいべき天理図書館蔵本には、主として上部欄外に日付注記が見られる。この日付注記を表にして示す。

二 三條西実枝から細川幽齋への古今伝受

中書本まではほぼ欠かさず付されていた日付注記が、清書本では欠けることがある。当座聞書が伝わることは少ないが、当座聞書には記されていた日付注記は、清書の段階では必ずしも記されないものである。

24	23
慶長5	慶長5
4	4
29	28
○	○
-	-
×	×
×	×

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	※15	14	13	12	11	10	9
天正3	天正2	天正2	天正2	天正2	天正2	天正2	天正2	天正2	天正2	天正2	天正2	天正2	天正2	天正2	天正2	天正1	天正1	元亀4	元亀4	元亀4	元亀4	元亀4
3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	8	8	2	1	1	1	1
7	6	5	4	3	2	1	28	27	26	25	24	23	22	21	20	27	26	3	26	24	23	15
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※15と記した第十五回目の講釈の周辺には日付注記が見られないので一回としたが、この回到に講釈した歌数は百十八首と他の回到比べて多く、しかも四つの巻にわたる。実際には数回に分けて講釈されたものの日付注記を付さなかったであろう。当座の聞書ではないこともあり、天理本には日付注記が見られないことが少なくない。また、仮名序・真名序にも日付注記がみられない。そして幽齋が再び聞書を整理して清書した『伝心抄』には、初回を除いて日付注記が見られない。これらのことから、当座聞書を整理した書には、必ずしも講釈の日付を記していないことがわかる。それゆえ、日付注記が見られないことは、講釈聞書でないと判断する根拠にはならないであろう。清書する過程で注記を省略したり、書落したりすることがあったとしても、そのことのために講釈が行われなかったとは推定できない。

三 冷泉家時雨亭文庫蔵『後陽成天皇源氏物語講釈聞書』・中庄新川家蔵『古今和歌集聞書』

冷泉家時雨亭文庫には当座聞書と推定される『後陽成天皇源氏物語講釈聞書』が伝わる⁶⁾。講釈内容を言経卿記とあわせて検討することによって、日付を推定することはできるが、当座聞書でありながら、聞書には日付の注記は見られない。日付注記は見られないものの、伝来と、言経卿記の記事から、後陽成天皇の講釈を聞書したものと推定される。日付注記がないことが、聞書でないことの根拠にはならない一例といえるであろう。

中庄新川家には、『古今和歌集』の講釈聞書と推定される折紙二紙が伝わる。⁽⁷⁾この二紙には、日付注記も署名も見られないが、内容を検討すると、『古今和歌集』春部の第二回目の講釈聞書と推定される。⁽⁸⁾

このように検討すると、日付注記がないことは、講釈聞書であることを否定する根拠とはならないことが明らかであろう。まして、『紹巴抄』は清書本である。日付注記がないことをもとに講釈聞書であることを否定するよりは、紹巴の奥書に基づいて公条の講釈を聞書したものと推定すべきであろう。

注

- (1) 引用は『平安文学資料稿』（広島平安文学研究会）による。
- (2) 『源氏物語注釈史の研究』（平成5 新典社）。
- (3) 『源氏物語抄（紹巴抄）』と先行注釈』（『国文学攷』平成21・6）
- (4) 『国語と国文学』（昭55・8）
- (5) 宮内庁書陵部蔵の資料については『図書寮典籍解題 続文学篇』（昭25 養徳社）に負う所が大きい。
- (6) 『冷泉家時雨亭叢書第九十九卷』（平27 朝日新聞出版）所収。同書については解題で検討を加えた。
- (7) 「解題と翻刻―中庄新川家蔵 古今和歌集聞書（仮題）」（『調査研究報告（国文学研究資料館）』平29・3）
- (8) 「堺伝受における『古今和歌集』講釈―中庄新川家蔵 古今和歌集聞書（仮題）をめぐって―」（『中京大学文学会論叢』平成29・3）。

付記

貴重な資料の閲覧を御許可下さった所蔵機関に深謝申し上げます。